

Q&A 中国ビジネス Q&A “中国的” 経済安全保障

Q 最近の日本では、中国などを念頭におきながら、「経済安全保障」がたいへん重視されるようになってきました。中国においても、日本と同じような「経済安全保障」のための法律や政策などはありますか。

A 中国では、「経済安全」（経済安全保障）を国家安全保障の重要な一環として明確に位置付けています。特に最近では、米中対立の激化など中国を取り巻く国際環境の変化にともない、こうした「経済安全」をより重視する傾向が見られます。

経済安全保障と中国の「国家安全」

最近、日本では「経済安全保障」が大きくクローズアップされています。

中国も、(中国としての) 経済安全保障を非常に重視しています。国家の安全保障(国家安全)の基本を示すものとして2014年から提唱されている「総体的国家安全観」や、これを具現化した法律である国家安全法では、国家安全の重要な一環として、「経済安全保障」(経済安全)に明示的に言及しています。

経済安全保障は、広くかつ曖昧なところのある概念です。例えば、日本では「わが国(日本)の独立と生存および繁栄を経済面から確保すること」などとされたりもしますが、これだけではやはりその射程や範囲は不明確です。このため、経済安全保障の文脈で語られる主要分野を類型化する試みなどもされています。

表は、こうした日本での議論を参考に、経済安全保障に関する主要分野について、中国の主な関連法令や政策を、日本の場合と比較しながらまとめたものです。

表 日中の経済安全保障に関する法制度の比較

経済保障に関する主な分野*	中国の関連する主な法令・政策など	日本の場合
貿易管理 (物品、技術)	輸出管理規制法、対外貿易法、技術輸出入管理条例などによる輸出(輸入)管理	外為法上の輸出管理など
投資管理	外商投資法・外資参入ネガティブリスト、外商投資安全審査規則などによる外資参入コントロール、(独禁法の企業結合審査)	外為法上の対内直接投資規制(特に近時の事前届出審査の強化)
経済制裁	対外貿易法等の「制裁・対抗措置」規定、反外国制裁法、信頼懸念エンティティリスト規定、外国法・措置不当域外適用阻止弁法、事実上の制裁的な貿易制限措置など	外為法等による制裁(対ロシア・北朝鮮など)
サイバー・データセキュリティ	サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法、暗号法など 標準化戦略(いわゆる“中国標準 2035”など)	多くの法令・ガイドライン 政府調達におけるセキュリティリスク製品・サービスの排除など
サプライチェーン確保	第14次五カ年計画等におけるサプライチェーン強化政策、レアアース等の資源の確保・コントロールなど	経済安全保障推進法4本柱①「重要物資のサプライチェーン強靱化」(特定重要物資の安定供給のための支援など)
基幹インフラ確保	ネットワーク安全審査弁法などによる安全審査制度など	経済安全保障推進法4本柱②「基幹インフラの安全性・信頼性確保」のための事前審査制度など
技術基盤強化	「中国製造 2025」、「国家戦略科学技術パワーの強化」、キラー技術育成・一帯一路イニシアチブなどを通じたサプライチェーンの「反撃力・抑止力構築」など	経済安全保障推進法4本柱③「先端的な重要技術に関する官民協力」(補助金、官民伴走など)
機微技術特許の公開制限	国防利益に関わる要秘密技術等に対する国防特許審査制度、国家安全・利益に関わる技術の秘密保持時特許審査制度	経済安全保障推進法4本柱④「特許出願の非公開」(核関連等の一部の技術)
国家秘密保全	スパイ防止法、国家秘密保護法など	特定秘密保護法など

(注) *その他、研究インテグリティ・入国管理など。

(出所) 筆者作成

森・濱田松本法律事務所
弁護士 石本 茂彦

技術基盤の強化、基幹インフラ確保

日本で22年5月に成立した「経済安全保障推進法」では、技術基盤の強化、基幹インフラの確保などが重要な柱に位置付けられました。

中国でも、「中国製造2025」等で、技術力強化のための政策が強く推進され、国際的技術標準における標準化戦略（「中国標準」の推進）も積極的に進められています。また、軍事と民間の結び付きを強化する「軍民融合」政策のもと、軍事民生両用のハイテク技術等へのサポートも国家的に推進されています。他方、こうした国家主導の技術強化政策が米国を刺激し、米中対立の原因となっているとも言えます。

また、「ネットワーク安全審査弁法」では、基幹インフラのセキュリティ確保のための審査制度が定められています。他方、政府調達における標準や安全審査を口実とした国内製品の事実上の優先が行われることに対する懸念も指摘されています。

モノと技術の輸出管理

日本では外為法で規定する輸出管理（安全保障貿易管理）について、中国でも最近「輸出管理法」を制定し、軍民両用のデュアルユース品目（貨物・技術）の輸出管理制度の整備を進めました。技術情報等の中国企業・公民から外国企業・外国人への移転に関する「みなし輸出規制」など、日本企業のビジネスに影響が懸念される規定も少なからずあります。

また、輸出管理のコンプライアンスに関するガイドライン等は公表されているものの、まだルールの詳細で不明な点が多く、まずはこれらの明確化が望まれるところです。

外資参入に対する規制

中国は外資の参入（外商投資）について、これまでの「全件審査認可主義」を廃し、規制対象の業種をリストで明記し、それ以外は基本的に審査認可などを求めない「ネガティブリスト方式」の投資管理に先ごろ移行しました。日本では外為法上の対内直接投資の事前届出（審査）制度で行われている経済安全保障の観点からの外資のスクリーニングは、中国では基本的にこうしたネガティブリスト規制に組み込まれていると言えます。

なお、これとは別に「外商投資安全審査弁法」による、

外国からの投資に対する国家安全審査制度も設けられている点には留意が必要です（ただ、少なくともこれまであまり適用事例はないようです）。

制裁等に対する“対抗措置”

米中対立を背景に、対中輸出規制の強化等、米国等による対中圧力が強まっています。これに対して中国は、「反外国制裁法」、「信頼懸念エンティティリスト規定」、「外国法律措置不当域外適用阻止弁法」など、対抗措置に関する法令を立て続けに制定しました。

そこでは、外国の“不当な法令”への協力や遵守をした企業も対象に含まれるとも読める制裁リストの制度や、こうした企業に対する中国企業等による中国での損害賠償の訴訟提起などが規定されています。

現状では、中国はこうした対抗措置を慎重に運用しているようですが、日本企業やその中国現地法人が、米国の対中輸出規制等の遵守の要求と中国のこれら対抗措置との間での「板挟み」となる懸念は否定できない状況です。

データ/サイバーセキュリティ

データ/サイバーセキュリティは、中国が経済安全保障の観点から最も重要視する領域の一つです。いわゆる「データ三法」（データセキュリティ法、サイバーセキュリティ法、個人情報保護法）を中心に、データ・サイバーセキュリティに関する制度の構築が進められています（ただし、多くの下位の法令が「パブコメ稿」の段階にとどまっています）。

中国が進めるデータ/サイバーセキュリティ制度は、国家としての「データ主権」、「サイバー主権」に対する志向が強くみられます。特に、データの国外移転に対する規制の強化が進められており、今後の日本企業のビジネスへの影響も懸念されています。

まとめ

日本や米国の経済安全保障が、実質的に中国を強く念頭に置いたものである一方、中国にも（中国としての）経済安全保障の観点からの規制や制度が広く存在しています。中国ビジネスを行う上で、日本企業は、そのどちらにもしっかり留意する必要があります。